

議第12号

令和4年度富士市一般会計予算について

令和4年度富士市一般会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第13号

令和4年度富士市国民健康保険事業特別会計予算について

令和4年度富士市国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第14号

令和4年度富士市後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和4年度富士市後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第15号

令和4年度富士市介護保険事業特別会計予算について

令和4年度富士市介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第16号

令和4年度富士市新富士駅南地区土地区画整理事業特別会計予算について

令和4年度富士市新富士駅南地区土地区画整理事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第17号

令和4年度富士市第二東名IC周辺地区土地区画整理事業特別会計予算に  
ついて

令和4年度富士市第二東名IC周辺地区土地区画整理事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義正

議第18号

令和4年度富士市駐車場事業特別会計予算について

令和4年度富士市駐車場事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第19号

令和4年度富士市富士山フロント工業団地第2期整備事業特別会計予算に  
ついて

令和4年度富士市富士山フロント工業団地第2期整備事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第20号

令和4年度富士市森林財産特別会計予算について

令和4年度富士市森林財産特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第21号

令和4年度富士市鈴川財産区特別会計予算について

令和4年度富士市鈴川財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第22号

令和4年度富士市今井財産区特別会計予算について

令和4年度富士市今井財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第23号

令和4年度富士市大野新田財産区特別会計予算について

令和4年度富士市大野新田財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第24号

令和4年度富士市檜新田財産区特別会計予算について

令和4年度富士市檜新田財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第25号

令和4年度富士市田中新田財産区特別会計予算について

令和4年度富士市田中新田財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第26号

令和4年度富士市水道事業会計予算について

令和4年度富士市水道事業会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第27号

令和4年度富士市公共下水道事業会計予算について

令和4年度富士市公共下水道事業会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第28号

令和4年度富士市病院事業会計予算について

令和4年度富士市病院事業会計予算を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

議第29号

富士市部設置条例等の一部を改正する条例制定について

富士市部設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市部設置条例等の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号 ）

（富士市部設置条例の一部改正）

**第 1 条** 富士市部設置条例（昭和 4 5 年富士市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「福祉こども部」を「福祉部」に、「産業経済部」を「産業交流部」に、こども未来部」

「市長公室」を「市長公室 危機管理室」に改める。

第 2 条第 1 項第 7 号を削り、同条第 3 項第 5 号中「国際交流」を「多文化共生」に改め、同項第 6 号中「文化及び芸術」を「市民文化」に改め、同項第 7 号中「スポーツ」を「市民スポーツ」に改め、同条第 4 項中「福祉こども部」を「福祉部」に改め、同項中第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 介護保険に関すること。

第 2 条第 4 項中第 4 号及び第 5 号を削り、同条中第 1 0 項を第 1 1 項とし、第 9 項を第 1 0 項とし、第 8 項を第 9 項とし、同条第 7 項中「産業経済部」を「産業交流部」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 交流推進に関すること。

第 2 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 こども未来部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) こども政策に関すること。

(2) 子育て支援に関すること。

(3) 保育に関すること。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 危機管理室の分掌する事務は、次のとおりとする。

防災及び危機管理に関すること。

（富士市建築審査会条例の一部改正）

**第 2 条** 富士市建築審査会条例（昭和 5 3 年富士市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「建築指導課」を削る。

(富士市開発審査会条例の一部改正)

**第3条** 富士市開発審査会条例(平成13年富士市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条中「土地対策課」を削る。

(富士市国民保護協議会条例の一部改正)

**第4条** 富士市国民保護協議会条例(平成18年富士市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部防災危機管理課」を「危機管理室」に改める。

(富士市食育推進会議条例の一部改正)

**第5条** 富士市食育推進会議条例(平成19年富士市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中「保健医療課」を削る。

(富士市子ども・子育て会議条例の一部改正)

**第6条** 富士市子ども・子育て会議条例(平成27年富士市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条中「福祉こども部」を「こども未来部」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第30号

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市附属機関設置条例（平成30年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 富士市プロポーザル審査委員会の項の次に次のように加える。

富士市まちづくり活動推進審議会	(1) まちづくり活動推進計画の策定に関する事項について審議すること。 (2) まちづくり活動推進計画の進捗状況について評価すること。 (3) その他まちづくり活動の推進に関し必要な事項について審議すること。	12人以内	(1) まちづくり活動関係団体の代表者等 (2) 公共的団体の代表者等 (3) 公募による市民 (4) 学識経験者 (5) その他市長が必要と認める者	2年
-----------------	--	-------	---	----

別表第1 富士市住居表示審議会の項の次に次のように加える。

富士市文化推進審議会	(1) 文化推進基本計画の策定に関する事項について審議すること。 (2) 文化推進基本計画の進捗状況について評価すること。 (3) その他文化の推進に関し必要な事項について審議すること。	8人以内	(1) 文化関係団体の代表者等 (2) 公募による市民 (3) 学識経験者 (4) その他市長が必要と認める者	2年
------------	---	------	--	----

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第31号

富士市犯罪被害者等支援条例制定について

富士市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

# 富士市犯罪被害者等支援条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号 ）

## （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 市民等 市民並びに市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内において事業活動を行うものをいう。
- (5) 関係機関等 国、県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体又は民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。

## （基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、二次的被害の有無等、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することとならないようにするとともに、二次的被害及び再被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

3 市は、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するに当たっては、二次的被害及び再被害が生ずることのないよう、犯罪被害者等のプライバシー及び個人情報の保護について十分配慮しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害の発生の防止に十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援窓口の設置)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に実施するための窓口を設置する。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、規則で定めるところにより、犯罪被害者等である市民に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

2 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に申請し、その決定を受けなければならない。

3 偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者又は見舞金の支給を受けた者であって第13条の規定により支援を行わないこととされたものは、当該見舞金を市に返還しなければならない。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を取り戻すため、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合における居住の安定を図るため、住居の提供が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第12条 市は、市民等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生の防止の重要性、犯罪被害者等の支援のための施策等について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第32号

富士市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員定数条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市職員定数条例（昭和41年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2, 138人」を「2, 125人」に改め、同項第5号中「251人」を「264人」に、「199人」を「204人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第33号

富士市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和41年富士市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者（県費負担教職員にあっては、教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者（県費負担教職員にあっては、教育委員会。以下同じ。）に提出して」に、「その」を「、その」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第34号

富士市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富士市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第35号

富士市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例制定について

富士市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年富士市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第37号

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市職員の給与に関する条例(昭和41年富士市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第4(1)行政職給料表等級別基準職務表8級の項中「市長公室長」の次に「、危機管理監」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第39号

富士市新病院建設基金条例制定について

富士市新病院建設基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

# 富士市新病院建設基金条例

（令和 年 月 日）  
（条 例 第 号）

## （設置）

第1条 富士市新病院（以下「新病院」という。）の建設に必要な資金を積み立てるため、富士市新病院建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

## （積立て）

第2条 基金は、一般財源、寄附金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

## （管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

## （運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

## （繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## （処分）

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 新病院の建設に必要な財源に充てるとき。
- (2) 金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が発生し、基金を相殺による借入金の償還及び保証債務の履行の財源に充てるとき。

## （委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第40号

富士市富士・愛鷹山麓地域森林機能保全基金条例制定について

富士市富士・愛鷹山麓地域森林機能保全基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市富士・愛鷹山麓地域森林機能保全基金条例

（令和 年 月 日）  
（条 例 第 号）

（設置）

第1条 富士・愛鷹山麓地域の森林機能を保全するための植林等に必要な経費の財源に充てるため、富士市富士・愛鷹山麓地域森林機能保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、一般財源、寄附金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てるとき。
- (2) 金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が発生し、基金を相殺による借入金の償還及び保証債務の履行の財源に充てるとき。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第41号

富士市手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市手数料条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号 ）

富士市手数料条例（平成12年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第86号の2の4の次に次の1号を加える。

(86)の2の5 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可

申請手数料 1件につき 16万円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第42号

富士市手話言語条例制定について

富士市手話言語条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

## 富士市手話言語条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

言語は、互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、ろう者は、これらを音声言語ではなく手話により行ってきた。

しかしながら、これまで手話が言語として認識されてこなかったことから、ろう者は、意思の疎通、情報の取得等において、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約において、手話は言語として定義され、国内でも障害者基本法が改正され、手話は言語として位置付けられたが、手話は言語であるとの認識が広く共有されているとはいえない。

そこで、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を使用することができる機会を確保し、ろう者が安心して暮らすことができる市を目指し、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、手話に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的な事項を定めることにより、ろう者を含む全ての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚に障害がある者で、手話を言語として日常生活又は社会生活を営むものをいう。

### （基本理念）

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、次に掲げる事項を前提として、全ての市民が相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

- (1) 手話が独自の体系を持つ言語であること。
- (2) ろう者は、手話による意思疎通を図る権利を有し、その権利は、尊重されなければならないこと。

### （市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を普及し、並びにあらゆる場面での手話による意思疎通並びにろう者の自立した日常生活及び社会参加の機会を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

### （市民の役割）

第5条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、手話への理解を深め、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する富士市障害者計画に、次に掲げる施策について定めるものとする。

(1) 手話が言語であることの啓発活動、手話による意思疎通に関する広報活動その他の手話に対する理解を深めるための施策

(2) 手話による意思疎通の機会の拡大、手話による情報取得の機会の拡大その他の手話を使用しやすい環境の構築を図るための施策

(3) 手話を学ぶ機会の提供、手話通訳者の処遇への配慮その他の手話による意思疎通支援者を確保するための施策

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

第8条 市は、前条に規定する施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針の策定、施策の実施状況の点検又は施策の推進方針の見直しを行うときは、ろう者、学識経験者その他市長が必要と認める者から意見を聴取するものとする。

3 市長は、毎年度、施策の実施状況を公表するものとする。

(学校における理解の促進)

第9条 市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話について学び、又は触れる機会を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政措置)

第10条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第43号

富士市子どもの権利条例制定について

富士市子どもの権利条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

# 富士市子どもの権利条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号 ）

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第3条・第4条）

第3章 子どもの権利の保障（第5条―第8条）

第4章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止（第9条―第11条）

第5章 子どもの居場所づくり（第12条）

第6章 子どもの権利の普及（第13条―第15条）

第7章 子どもの意見表明及び参加（第16条・第17条）

第8章 子どもの権利の侵害からの救済（第18条―第24条）

第9章 施策の推進（第25条）

第10章 雑則（第26条）

### 附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、富士山のよう  
に高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望です。

子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。人種、性別  
又は障害の有無などによって差別されることなく、学校に行けない、又は行かないことによって取  
り残されることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに  
育ち、生きることが保障されます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、あらゆる差別、虐待や体罰、い  
じめから守られ、大人の愛情と理解のもと、失敗や成功を繰り返し、明日に向かって健やかに育つ  
ことができます。子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動  
の場に参加することができます。

子どもは、自分の意見が尊重され、周りの人からの愛情や信頼を実感することによって、自信を  
持ち、自分自身を大切にする気持ちが育まれます。そして、様々な経験を通して、自分と同じよう  
に他の人を思いやることや、社会の一員としての役割を自然と身に付けていきます。

大人は、子どもの力を信じるだけでなく、子どもと誠実に向き合い、言葉や表情から、子どもの

思い、考え、意見を十分に受け止めます。

大人は、常に子どものこうした心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

子どもと大人は、共に社会をつくり、幸せを分かち合うパートナーです。それぞれの役割のもと、協力し合いながら成長することが必要です。

富士市に生きる私たちは、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、力を合わせて、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にする子どもにやさしいまちをつくることを宣言し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満の者で、市内に居住し、通学し、通所するものその他市内で活動するものをいい、これらの者と同等にこの条例が適用されることが適当であると市長が認める者を含みます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、子どもを現に監護するものをいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 次に掲げる施設をいいます。
  - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校又は各種学校
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、子どもが育ち、及び学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設
- (4) 市民等 次に掲げるものをいいます。
  - ア 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
  - イ 市内に事務所を有する法人その他の団体
- (5) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員をいいます。

## 第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 子どもが健やかに成長し、及び発達していくために、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、次に掲げる権利が特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 子どもがかけがえのない存在として、その命が大切にされ、年齢及び発達にふさわしい環境の下、一人ひとりの個性が尊重され、安心して成長し、及び発達することができること。
- (2) 子どもが自分の思い、考え又は意見（以下「意見等」といいます。）を自由に表明することができ、それらが子どもの年齢、成長及び発達に応じて受け止められ、尊重されること。
- (3) 子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が第一に考慮されること。
- (4) 子どもが人種、性別、障害その他の子ども又はその家庭の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

(他者の権利の尊重)

第4条 子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとしします。

### 第3章 子どもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第5条 保護者は、子どもの成長及び発達について第一に責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとしします。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にすよう努めるものとしします。
- 4 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護するとともに、子どもがそれを自ら避けることができるよう、必要な情報を伝えるよう努めるものとしします。
- 5 保護者は、子どもの養育に当たり、市その他関係機関に必要な支援を求めすることができます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第6条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとしします。
- 3 施設関係者は、育ち学ぶ施設に属し、又は育ち学ぶ施設にいる子どもの教育及び養育に当たり、市その他関係機関に支援を求めすることができます。

(地域における権利の保障)

第7条 市民等は、地域が子どもにとって様々な経験を通して豊かに成長し、及び発達するために大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

2 市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。

3 市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

4 市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことをいつでも市に提案することができます。

5 市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

(市による権利の保障)

第8条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者及び市民等と協働して、子どもに関わる施策を推進しなければなりません。

2 市は、保護者、施設関係者及び市民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

第4章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止

(虐待及び体罰の防止等)

第9条 保護者、施設関係者及び市民等は、虐待及び体罰だけでなく、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってははいけません。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びにそれらの早期発見に努めなければなりません。

3 市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

4 市は、虐待を防止するため、保護者とその子どもの養育が困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めなければなりません。

(いじめの防止等)

第10条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対するいじめの防止及び早期発見に努めなければなりません。

2 市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、いじめを受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

(子どもの貧困の防止)

第11条 市は、保護者、施設関係者及び市民等と連携して、子どもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、子どもの貧困問題に取り組むよう努めなければなりません。

#### 第5章 子どもの居場所づくり

第12条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもがありのままの自分であることができ、安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもの居場所づくりに当たり、子どもが参加し、又は子どもの意見等を聴く機会を設けるとともに、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

#### 第6章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第13条 市は、子どもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及に努めるものとします。

(富士市子どもの権利の日)

第14条 市は、富士市子どもの権利の日を設け、その周知を図るとともに、必要な取組を行うものとします。

2 前項の富士市子どもの権利の日は、11月20日とします。

(子どもの権利の学習等への支援)

第15条 市は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、保護者、施設関係者及び市民等が子どもの権利について学び、共通の認識を持てるよう、必要な支援に努めるものとします。

#### 第7章 子どもの意見表明及び参加

(子どもの意見表明及び参加)

第16条 市、施設関係者及び市民等は、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるとともに、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが主体的に活動できるよう支援に努めるものと

します。

(子どもの視点に立った情報発信)

第17条 市は、市政への子どもの意見表明及び参加の促進を図るため、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見等を表明することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとします。

## 第8章 子どもの権利の侵害からの救済

(富士市子どもの権利救済委員の設置)

第18条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として富士市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

2 救済委員の定数は、3人以内とします。

3 救済委員は、次条に規定する救済委員の職務の遂行について利害関係がなく、子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。

4 救済委員は、任期を3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 救済委員は、再任されることができます。

6 市は、子どもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、相談、調査、調整その他の活動に関する相談員を置きます。

(救済委員の職務)

第19条 救済委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。

(3) 前号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関以外の者に是正等の措置を講ずるよう要請すること（以下「是正要請」といいます。）を提言すること。

(4) 第2号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関に是正等の措置を講ずることを提言し、又は関係する市の機関における子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。

(救済の申立て)

第20条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、市長に対し、救済の申

立てを行うことができます。

(1) 市内に居住する子どもに関するもの

(2) その他の子どもに関するもの（救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限ります。）

（救済委員の役割等）

第21条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、子どもの意見等を聴き、子どもの最善の利益を図るよう努めるものとします。

2 救済委員は、子どもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力し、及び連携するよう努めるものとします。

（救済委員に対する協力）

第22条 市及び施設関係者は、救済委員の独立性を尊重し、その活動に協力しなければなりません。

2 保護者及び市民等は、救済委員の活動に協力するよう努めるものとします。

（是正要請等の尊重）

第23条 市長は、救済委員から第19条第3号の規定による提言があった場合は、関係する市の機関以外の者に対する是正要請をするものとします。

2 前項に規定する是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

3 市長は、第1項に規定する是正要請を受けた者に対し、その是正のために講じた措置について、報告を求めるものとします。この場合において、市長は、その内容について救済委員に報告するものとします。

4 市長は、救済委員から第19条第4号に規定する提言又は意見表明があった場合は、これらを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

5 市長は、前項の措置について、救済委員に報告するものとします。

（活動状況の報告）

第24条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市長は、それらを公表するものとします。

## 第9章 施策の推進

（推進計画）

第25条 市は、子どもに関する施策を進めるに当たり、推進計画を定めるものとします。

2 市は、子ども、市民等及び富士市子ども・子育て会議条例（平成27年富士市条例第15号）に規定する富士市子ども・子育て会議の意見を聴いて、前項の推進計画を策定し、必要に応じて、その内容を見直すものとします。

3 市長は、第1項の推進計画の実施状況について検証するため、富士市子ども・子育て会議に諮るものとします。

#### 第10章 雑則

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

議第44号

富士市立こども療育センター条例の一部を改正する条例制定について

富士市立こども療育センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立こども療育センター条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号 ）

富士市立こども療育センター条例（平成3年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

富士市立こども発達センター条例

第1条中「療育体制」を「発達支援体制」に、「こども療育センター」を「こども発達センター」に改める。

第2条第1項及び第2項表以外の部分中「こども療育センター」を「こども発達センター」に改め、同項の表及び同条第3項中「富士市立こども療育センター」を「富士市立こども発達センター」に改め、同項第2号中「療育相談施設」を「発達相談施設」に改め、同条第5項の表中「療育相談施設」を「発達相談施設」に、「療育相談室」を「発達相談室」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 富士市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表社会福祉業務手当の項中「こども療育センター」を「こども発達センター」に、「療育訓練」を「発達訓練」に改める。

議第45号

富士市看護職員修学資金貸与条例を廃止する条例制定について

富士市看護職員修学資金貸与条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市看護職員修学資金貸与条例を廃止する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号 ）

富士市看護職員修学資金貸与条例（平成26年富士市条例第27号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の富士市看護職員修学資金貸与条例（以下「旧条例」という。）の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議第46号

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号 ）

富士市国民健康保険税条例（昭和42年富士市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」に改める。

第4条の見出し中「資産割額」を「基礎課税額の資産割額」に改める。

第5条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第5条の2の見出し中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第1号中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第5条の3中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第11条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第19条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「被保険者に係る世帯別平等割額」を「被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,600円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万2,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,440円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,400円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,800円

第19条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

附則第4項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第5項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条中」を「第19条第1項中」に改める。

附則第6項中「第19条」を「第19条第1項」に、「第2項」を「前2項」に、「同条中」を「第19条第1項中」に改める。

附則第9項、第10項及び第12項から第19項までの規定中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条の2までの見出しの改正規定、第5条の3の改正規定及び第19条の改正規定（「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める部分及び同条に1項を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の富士市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第47号

岳南広域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例制定について

岳南広域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

岳南広域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

岳南広域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業施行に関する条例（平成 18 年富士市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「富士市大淵 2551 番地の 1」を「富士市永田町 1 丁目 100 番地富士市役所内」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第48号

富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号 ）

富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成22年富士市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号及び第2号ア中「以上」の次に「1,000平方メートル未満」を加え、同号イ中「以上」の次に「1,000立方メートル未満」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項の許可を受けた者、施行の日前に同項の許可の申請をし、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていない者及び同項の許可を受けずに土地の埋立て等を行っている者に係る改正後の富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に発せられている旧条例第18条、第20条、第22条、第23条の規定による命令は、なおその効力を有する。

議第49号

岳南広域都市計画富士駅北口周辺地区計画の区域内における建築物の制限  
に関する条例制定について

岳南広域都市計画富士駅北口周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条  
例を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

岳南広域都市計画富士駅北口周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条  
例

（令和 年 月 日）  
（条 例 第 号）

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、建築物の用途及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境を創造することを目的とする。

（適用区域）

第2条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号の規定により定める地区計画である岳南広域都市計画富士駅北口周辺地区計画（以下「富士駅北口周辺地区計画」という。）の区域内に適用する。

（建築物の用途の制限）

第3条 富士駅北口周辺地区計画により定める計画図に表示する交流拠点地区（以下「交流拠点地区」という。）内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が交流拠点地区内の良好な都市環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- (1) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎
  - (2) 自動車教習所
  - (3) 倉庫（他の用途に供する建築物に附属するものを除く。）
  - (4) 原動機を使用する工場（店舗に供する建築物に附属するものを除く。）
  - (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
  - (6) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設又は専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
- 2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ富士市建築審査会の同意を得なければならない。

（建築物の容積率の最高限度）

第4条 交流拠点地区内の建築物の容積率は、10分の40を超えてはならない。

2 交流拠点地区内の建築物については、法68条の5の3の規定により、当該地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を法第52条第1項第2号から第4号までに定める数値とみなして、同条の規定を適用する。

3 第1項の規定は、市長が良好な都市環境を害するおそれがないと認め、又は公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

4 前条第2項の規定は、前項の規定による許可をする場合について準用する。

(建築物の容積率の最低限度)

第5条 交流拠点地区内の建築物の容積率は、10分の20以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りでない。

2 前項の規定は、市長が良好な都市環境を害するおそれがないと認め、又は公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

3 第3条第2項の規定は、前項の規定による許可をする場合について準用する。

(建築物の建蔽率の最高限度)

第6条 交流拠点地区内の建築物の建蔽率は、10分の8を超えてはならない。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては10分の1を加えた数値とし、同条第5項第1号、第6項各号に該当する建築物にあつては適用しない。

2 前項の規定は、市長が良好な都市環境を害するおそれがないと認め、又は公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

3 第3条第2項の規定は、前項の規定による許可をする場合について準用する。

(建築物の建築面積の最低限度)

第7条 交流拠点地区内の建築物の建築面積は、200平方メートル以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りでない。

2 前項の規定は、市長が良好な都市環境を害するおそれがないと認め、又は公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

3 第3条第2項の規定は、前項の規定による許可をする場合について準用する。

(建築物の壁面の位置の制限)

第8条 交流拠点地区内の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、都市計画道路富士停車場厚原線及び富士駅北口駅前広場の境界線から1.0メートル以上離さなければならない。ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

- (1) 歩行者の快適性又は安全性を高めるための歩廊、渡り廊下その他これらに類するもの
  - (2) 歩行者の快適性又は安全性を高めるためのひさしその他これらに類するもの
  - (3) 公益上必要な看板その他これらに類するもの
  - (4) 別棟の車庫又は物置で延べ面積が20平方メートル以下のもの
- 2 前項の規定は、市長が良好な都市環境を害するおそれがないと認め、又は公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 3 第3条第2項の規定は、前項の規定による許可をする場合について準用する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
  - (2) 第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
  - (3) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第50号

富士市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

富士市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市水道事業給水条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市水道事業給水条例（昭和41年富士市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（指定給水装置工事事業者の指定等）

第11条の2 前条第1項の規定による指定は、工事を行おうとする者の申請により行う。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者が法令等に違反したとき、その他管理者が別に定める要件に該当したときは、前条第1項の規定による指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において当該指定の効力を停止することができる。

3 前2項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者の指定等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第51号

富士市下水道条例の一部を改正する条例制定について

富士市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

## 富士市下水道条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市下水道条例（平成10年富士市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条中「除く」の次に「。以下同じ」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（指定工事店の指定等）

第7条の2 前条の規定による指定は、排水設備等の新設等の工事を行おうとする者の申請により行う。

2 管理者は、指定工事店が法令等に違反したとき、その他管理者が別に定める要件に該当したときは、前条の規定による指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において当該指定の効力を停止することができる。

3 前2項に定めるもののほか、指定工事店の指定等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第52号

富士市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

富士市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立学校設置条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市立学校設置条例（昭和41年富士市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表富士市立富士川第二小学校の項中「富士市北松野1959番地」を「富士市北松野1963番地の6」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第53号

富士市立幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市立幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市立幼稚園の設置等に関する条例（昭和41年富士市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表富士市立大淵幼稚園の項及び富士市立南幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第54号

富士市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

（ 令和 年 月 日 ）  
（ 条 例 第 号 ）

富士市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年富士市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

団員（休団中の団員を除く。）には、別表第1に定める年額報酬及び別表第2に定める出動報酬を支給する。

第12条第2項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の出動報酬は、団員が水火災その他の災害における災害活動、警戒活動、規則で定める訓練又は規則で定める消防事務に従事した場合に支給する。

第13条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除き」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

別表第1中「報酬額（年額）」を「年額報酬の額」に、「80,000円」を「82,500円」に、「66,000円」を「69,000円」に、「60,000円」を「63,000円」に、「47,000円」を「50,500円」に、「42,000円」を「45,500円」に、「35,000円」を「38,000円」に、「34,000円」を「37,000円」に、「33,000円」を「36,500円」に、「10,000円」を「12,000円」に改める。

別表第2中「第13条関係」を「第12条関係」に、「費用弁償額」を「出動報酬の額」に、

「

水火災その他の災害活動	1回	2,000円  (緊急自動車としての消防用自動車の運転業務に従事した団員にあつては、1,000円を加算する。)
-------------	----	---

を

」

「

水火災その他の災害における災害活動	1回	2時間未満の場合は2,000円とし、2時間以上の場合は2時間までごとに同額を支給する。
緊急自動車としての消防用自動車の運転業務	1回	1,000円

に、

」

「1,500円」を「2時間未満の場合は1,500円とし、2時間以上の場合は3,000円とする。」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第55号

特定事業契約の締結に関し議決を求めることについて

(富士市総合体育館等整備・運営事業)

富士市総合体育館等整備・運営事業につき、次のとおり特定事業契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により議決を求める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

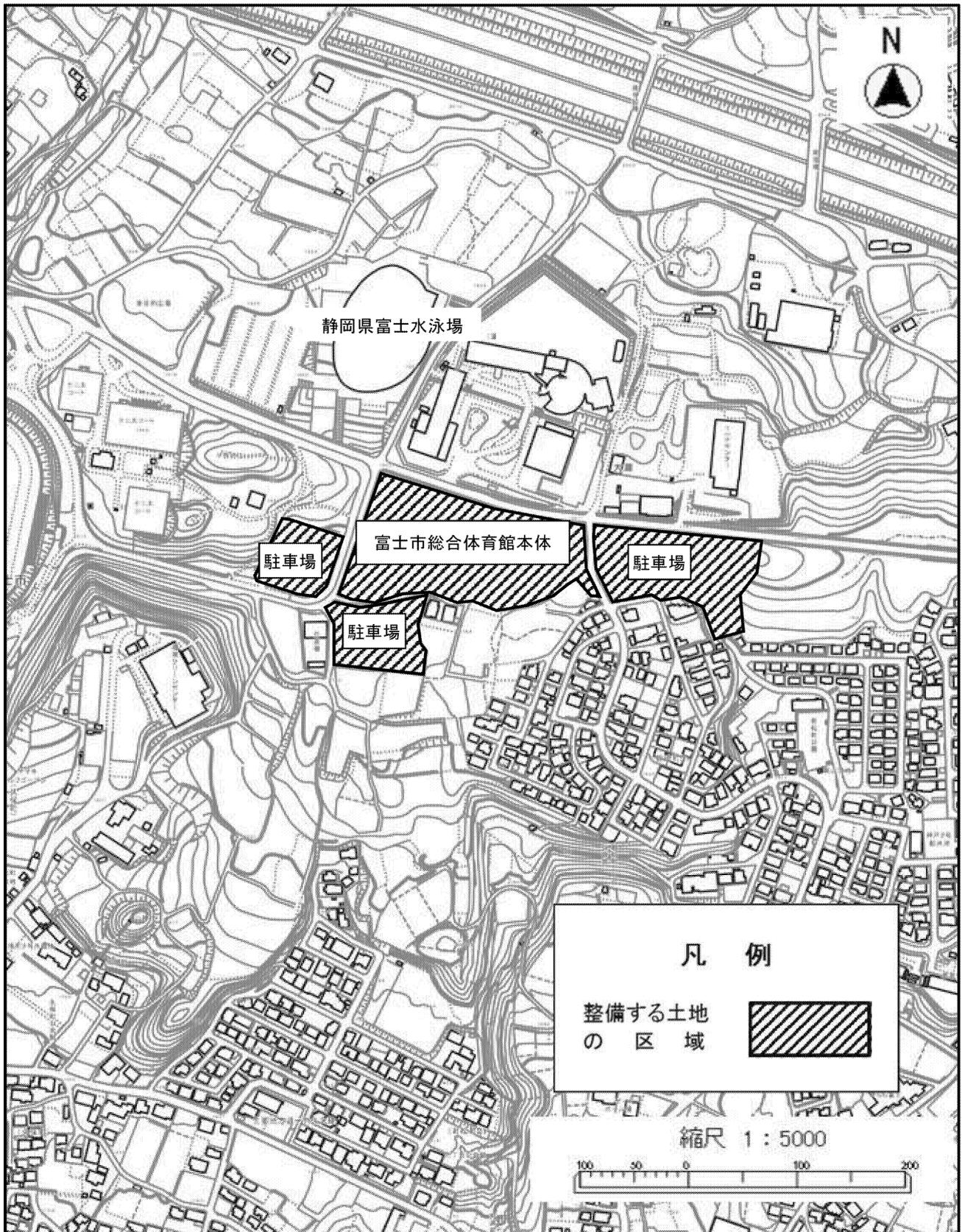
記

- 1 事業名 富士市総合体育館等整備・運営事業
- 2 履行場所 富士市大淵115番地の1ほか
- 3 契約の内容
  - (1) 契約金額 9,945,209,580円
  - (2) 契約の履行期限 令和22年3月31日
  - (3) 業務の内容  
富士市総合体育館の設計及び施工  
富士市総合体育館の運営維持管理  
富士総合運動公園既存公園施設の運営維持管理
- 4 契約の相手方  
富士市水戸島元町4番10号  
みんなのふじ株式会社  
代表取締役 荒 健

## 5 契約の方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。）

# 富士市総合体育館等整備・運営事業 位置図



議第56号

財産の減額貸付に関し議決を求めることについて  
(岳南富士地方卸売市場に係る土地の減額貸付)

岳南富士地方卸売市場に関し、次により土地の減額貸付をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義正

記

1 土地の概要

富士市荒田島字鮎川188番1ほか12筆(別紙のとおり)

25,679.85平方メートル

2 貸付の相手方

富士市田島100番地

富士中央青果株式会社

代表取締役 小林 充

3 貸付金額

7,293,077円

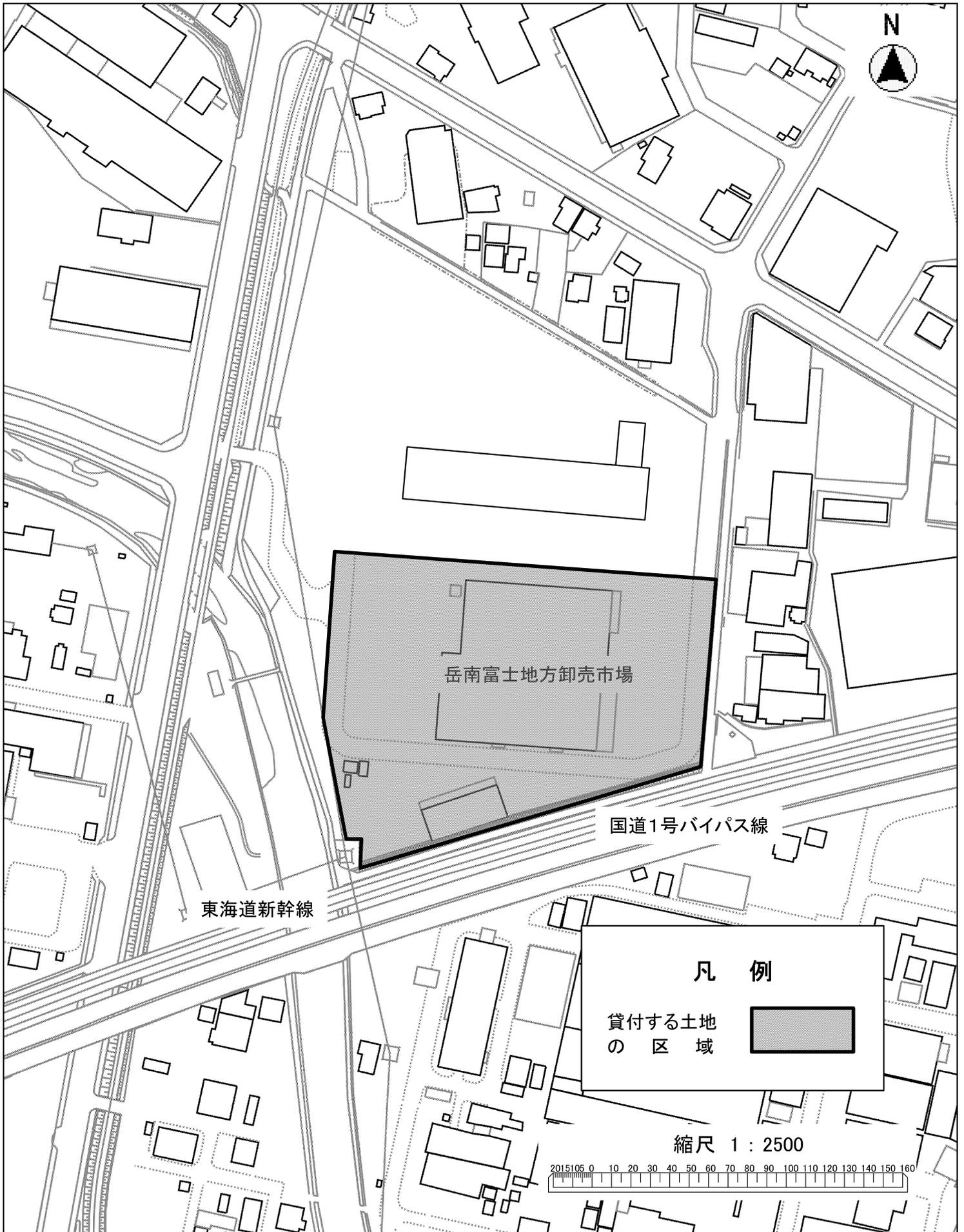
4 貸付の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 減額貸付をする土地

No.	所在地番	登記簿地目	面積 (m <sup>2</sup> )
1	富士市荒田島字鮎川 188 番 1	宅地	182.85
2	富士市荒田島字鮎川 199 番 1	宅地	6,747.54
3	富士市津田字中ノ島 121 番 1	宅地	789.53
4	富士市津田字中ノ島 121 番 16	宅地	109.31
5	富士市中河原字舟川添 1 番	宅地	59.50
6	富士市田島新田字城山 1 番 1	宅地	1,102.29
7	富士市田島字元屋敷 10 番 1	宅地	8,700.10
8	富士市田島字元道 49 番 2	宅地	1,301.04
9	富士市田島字山神東 100 番 1	宅地	3,753.42
10	富士市田島字堤外元屋敷 145 番 2	宅地	2.63
11	富士市田島字舟川添 150 番 1	宅地	16.02
12	富士市田島字舟川添 151 番 1	宅地	2,894.35
13	富士市田島字窪田 67 番 2	宅地	21.27
合 計			25,679.85

# 岳南富士地方卸売市場位置図



議第58号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

記

別添市道路線認定調書のとおり

議第59号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

記

別添市道路線廃止調書のとおり

議第60号

市道路線の変更について

市道の路線を次のように変更することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義正

記

別添市道路線変更調書のとおり